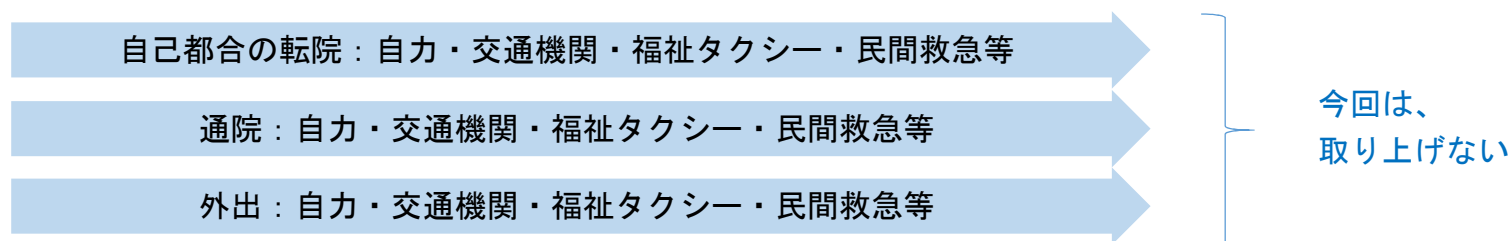
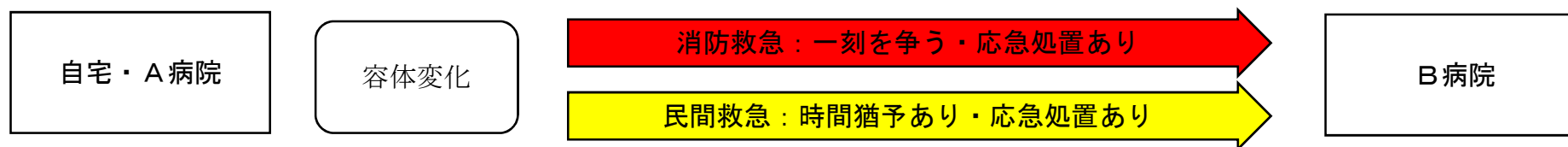


# (1) 搬送の多様化に向けた取り組み（移送費第二弾）



## ○健康保険の移送費の支給の取扱いについて

（平成六年九月九日）（保険発第一一九号・庁保険発第九号）

（各都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長あて厚生省保険局保険・社会保険庁運営部保険管理・保険指導課長連名通知）

### 1 制度の概要

(三) 移送費は、当該移送の目的である療養が保険診療として適切であって、**患者が移動困難**であり、かつ**緊急その他やむを得ないと保険者が認めた場合**について、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給することとされたこと。

(四) 従って、**通院など一時的、緊急的とは認められない場合**については、**移送費の支給の対象とはならない**ものであること。

### 私の主張

「通院」や「外出」を保険の対象にすべきとは言っていない。

容体が変わったが、消防の救急車でサイレン走行するほどではないときに、民間救急の利用も選択肢の一つになるよう、民間救急での搬送を、医師の判断のうえで、保険の対象とすべき。

○総務部の法令解釈

先にご回答いたしました「Aその他B」という表現における解釈につきまして、下記の通り、追加、補足させていただきますので、よろしく申し上げます。

記

法令において「その他」という文言は、前後の概念を並列する場合に使われています。

そのため、例えば「Aその他B」とありますと、AとBは、それぞれ独立した概念であるため、「A」又は「B」という意味になります。

従って、「緊急その他やむを得ないこと」という規定については、「緊急」の場合と「やむを得ない」は並列の関係にあり、やむを得ない場合に緊急という要件が含まれなければならないことはないものと解釈します。

ただ、「Aその他B」という表現は、Aを補充するものとしてBを並列的に用いる場合が原則的ともされています。

そのため、「Aその他やむを得ないこと」という表現の場合の「やむを得ない場合」については、「A」を補充するものとして規定されている趣旨を踏まえ、Aに匹敵するような「やむを得ない場合」と解釈することが一般的であると認識しています。

なお、実際に法令中の文言を解釈する際には、当該法令の趣旨や前後の文脈などを総合的に勘案して、解釈を行う必要がございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

**私の主張**

**総務部の法令解釈に納得。**

**やはり、移送費の支給を、「緊急」の場合に限定する本市の運用は、法令解釈として、おかしい。**

**「緊急」に匹敵する「やむを得ない場合」も、給付費の支給対象とすることが、法令解釈に合っている。**

○健康福祉部の事前説明

移送費の支給につきましては、各保険者が個別具体的に、適切に判断することとなりますが、支給要件である「緊急その他やむを得ないこと」を前提に、市町村ごとの地域性や移送時の患者の状態に対する医師の判断を踏まえる必要があります。

従いまして、当該移送費の具体的な取り扱いについては、平成6年9月発出の厚生省保険局国民健康保険課長通知における、移送費に関する事項・制度の概要にありますように、**通院などの一時的、緊急的とは認められない場合については移送費の支給対象とはなりません。**しかし、高齢社会となった今、議員ご指摘のねたきり高齢者等の外出等支援策は喫緊の課題であると認識しています。

**私の主張**

**健康福祉部の説明は、私の問いに答えていない。**

**「やむを得ない場合」も給付費の支給対象となるという、総務部の法令解釈も踏まえていない。**

**「通院」が保険の対象にならないのは、百も承知。「外出支援」も、今回の質問の対象外。そのことは、質問のヒアリングで伝えた。**

**今回の質問は、容体が変わって、病院へ行かざるをえない、または、病院を移らざるをえない。**

**しかし、消防の救急車でサイレン走行するほどではない。**

**こんなときは、民間救急を使うよう、政策的に誘導すべきではないですか？ という内容。**

**なぜなら、消防の救急車の負荷が高まっている。**

**消防の救急車の多くの搬送先である、市立四日市病院のERの負荷が高まっている。**

**今後、紹介状の無い大病院の利用には、初診料とは別に5,000円が必要になるが、その抜け道として、消防の救急車を使って、市立四日市病院のERへ搬送してもらうことが広まるおそれがある。**

**本市の医療政策の進むべき道を、問うている。 → 答弁を求める。**

## (1) 搬送の多様化に向けた取り組み（移送費第二弾）

シート(1)-4

### ○厚生労働省での聞き取り

日にち：平成27年12月22日(火) 場所：衆議院第一議員会館

対応者：厚生労働省 保険局 国民健康保険課

課長補佐 羽野 嘉朗 氏 企画法令係 伊藤 一樹 氏

出席者：衆議院議員島田佳和氏秘書 中溝 篤 氏 四日市市議会議員 伊藤 嗣也

<議事録抜粋>

伊：すると、四日市市なら四日市市でルールを作って、それに当てはまっておれば、いいと。四日市市で作るものであると。

厚：そうです。その上で、県が、どういう場合に介入することがあるかということ、こんなことは通常ないが、極端な例を申し上げるが、例えばこの制度の概要って言うのは、負傷、疾病等で移動困難な場合に出す仕組みであるが、例えば四日市市が、負傷は出すけど、疾病は出さない、ということをやったら、それは多分、間違いなく狭すぎるわけで、そういう時は、県から指導が入る。

<中略>

その上で、四日市市の裁量の範囲内である中で、その裁量を狭く解釈するのか、広く解釈するのかを、県がいい悪いを言う権限はない。

<中略>

厚：なので、私が申し上げたかったのは、ここに書いてあるのが標準的な事例であるというのは、まさしく通知に書いてある通りで、ただその上で、これ以外の事例をどこまで認めるか、認めないのかというところは、我々はなかなか言えない。

それは、移送費というのは、交通費だから、やはり地域性がすごくある。地域性があるし、あとはその時の一人ひとりの患者さんの状況によって違うわけだから、ケースバイケースの判断はあるので、もちろん、お医者さんの判断というのは重要で、その上であとは、地域性とか、その時の状況をよく判断できる保険者が、よく状況を見て判断するしかないもので、その状況を見てない我々が、稚拙にどうと言うのは、ちょっと行き過ぎなんだろうと思う。

<中略>

厚：それでもなお、ここは助けていくべきだと思われるなら、先ほどから私申し上げているように、四日市市の判断としてやることは、我々、否定するものではないわけです。そこを、どの位まで柔軟に解釈するか、という自治体の判断ですから、そこを、四日市市内で議論いただくというのは、あってもいいと思います。

**私の主張**

厚生労働省の説明に納得。

厚生労働省からは、「緊急性」に限定する、との説明は、一切なし。

保険者は、市独自の医療政策に基づいて、保険給付の範囲を決定すべきである。

前回の市長答弁：「県に確認する」は、あまり本質的ではないと思う。

県への確認よりも、本市の消防救急、救急医療をどうすべきか、在宅介護・在宅医療をどう支えるべきか、という方針を打ち立て、その方針に沿って、移送費の給付について判断すべき。

三重県国民健康保険団体連合会に保険料請求の審査を丸投げし、移送費という制度を活用して、医療等の政策を実現しようとする、「本市の志」が感じられないのは、情けない限り。

**○保険年金課の事前説明**

移送費に関する三重県国民健康保険団体連合会への確認 保険年金課

○H27.12.4 国保連合会 移送費担当 川口様に確認

基本的には、個別案件にて状況を勘案して判断している。

「負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送されたか」で判断している。

医師の指示の部分については、連合会が委嘱している審査委員に医療的見地から判断をお願いしている。

医師の指示により、救急車ではなく、民間救急を呼んだ場合という事例はない。

医師は救急車内での救急措置も理解しており、医師の指示により、民間救急を呼ぶ想定ができない。

救急車が呼べなかったのが、民間救急を呼んだという事由が必要ではないか。

**私の主張**

三重県国民健康保険団体連合会は、「何でもかんでも、消防救急に頼ればよい。」という考え。

保険給付のことしか考えていない。

消防救急に頼れば頼るほど、一般会計を圧迫するという発想がない。

「今まで事例がない」と言うなら、これから事例を作ればよい。

基礎自治体は、国保連と異なり、一般会計と国民健康保険特別会計の両方を見ながら、行政を進める必要がある。

**○医療従事者（医師）の動き**

消防救急に頼り過ぎている現状を踏まえ、消防救急を利用すべき事例、民間救急等他の搬送方法を利用すべき事例など、ガイドライン的なものを作ることを検討。移送費給付に必要な医師の意見書も検討。

**私の主張**

三重県国民健康保険団体連合会より、医師の方が、広い範囲から考えている。

今は、消防救急に頼り過ぎている。民間救急が担える搬送は、必ずある。

民間救急の利用を促す政策を、どのように打ち出していくか。

保険給付以外にも、助成金等、政策メニューは沢山ある。

保険者のトップ、消防や病院のトップ、医療・福祉政策のトップとしての、総合的な見解を問う。